

ITSS User's Conference 2007

# 偽装請負適正化へのITSS活用

2006年12月5日  
株式会社パソナテック  
加藤 直樹

1. 偽装請負適正化とは
2. なぜ適正化にITSSを利用するのか
3. 適正化ルールの策定プロセス
4. パソナテックの適正化支援事例

# 1. 偽装請負適正化とは

---

## 偽装請負とは

書類上は請負契約もしくは業務委託契約でありながら、  
実質的には注文主(客先・ユーザー企業・元請け企業)の  
指揮命令下で業務に従事させること

指揮命令下に該当する行為

- 例) 作業指示を行う
- 勤怠管理を行う
- 作業場所の指示を行う

▶ 法律違反

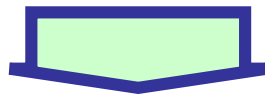
## 偽装請負適正化の背景

### これまで何故問題にならなかったか

- ・他業種と比較して安全な労働環境であり、労災が少なかった
- ・雇用拡大が急速に行われている業種で、監督官庁も積極的に指導を行わなかった

### 急速に問題になっている理由

- ・個人情報保護法により再委託の有無確認が行われ、偽装請負の実態が明確になった
- ・個人事業主の契約形態が増加し、税金・社会保険を支払わない個人と企業が増加した
- ・職業特性上の精神的障害(躁鬱等)による労災申請が増加した
- ・適正化キャンペーン等で高い違反率が判明した



**監督官庁が本格的に指導・是正に乗り出す**

首都圏請負・派遣適正化キャンペーン 

## いま一度 その請負を 自主点検!

～なくそう「偽装請負」守ろう「労働条件」～



請負と派遣の違いを  
知っていますか?

**製造業における首都圏  
請負・派遣適正化セミナー**  
10月13日(金)  
13時30分～16時30分  
文京シビックセンター大ホール

**キャンペーン期間**  
10月1日～11月30日  
キャンペーン期間中、各種セミナー  
を開催します。詳しくは、下記ホー  
ムページをご覧ください。  
<http://www.roudoukyoku.go.jp/campaign>

●首都圏労働局[茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川] ●労働基準監督署 ●ハローワーク  
●問い合わせ先 東京労働局労働調整事業部 TEL:03-3452-1474

## 派遣・業務請負適正化キャンペーンの 実施（3年連続で実施）

2004年10月～11月  
（自主点検、監督指導、適正化指導実施）

2005年10月～11月  
（セミナー実施・是正指導強化）

2006年10月～11月

調査・指導を実施した請負事業所数

71事業所

是正指導を実施した事業所数

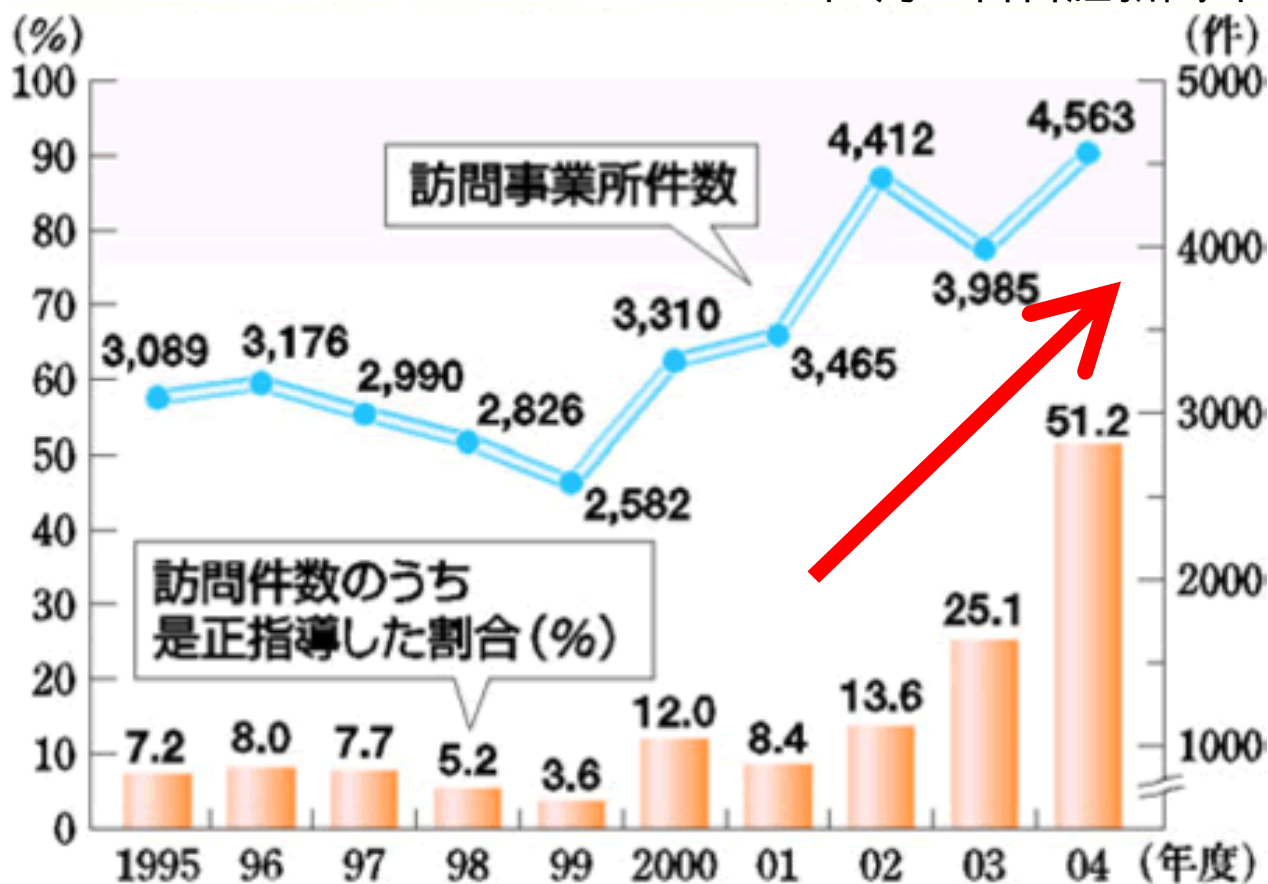
57事業所

(違反率80.3%)

# 是正指導の状況

**2005年度 是正指導件数:3,812件 (前年度比63%)**

2006年7月20日日経新聞5面より引用



厚生労働省職業安定局資料より引用

## 監督強化

製造業を主として是正指導。2005年よりIT業界も是正指導が増加

## 【最近の関連事例】

2005年12月	CSKシステムズ、偽装請負で是正指導
2006年 6月	NEC・CSK 違法派遣防止のためのeラーニング実施
2006年 8月	東芝系サポート会社、下請け会社から芋づるで指導
2006年10月	NTTデータ、野村総研がガイドライン作成、研修などの対応策を開始

## 違反増加の背景

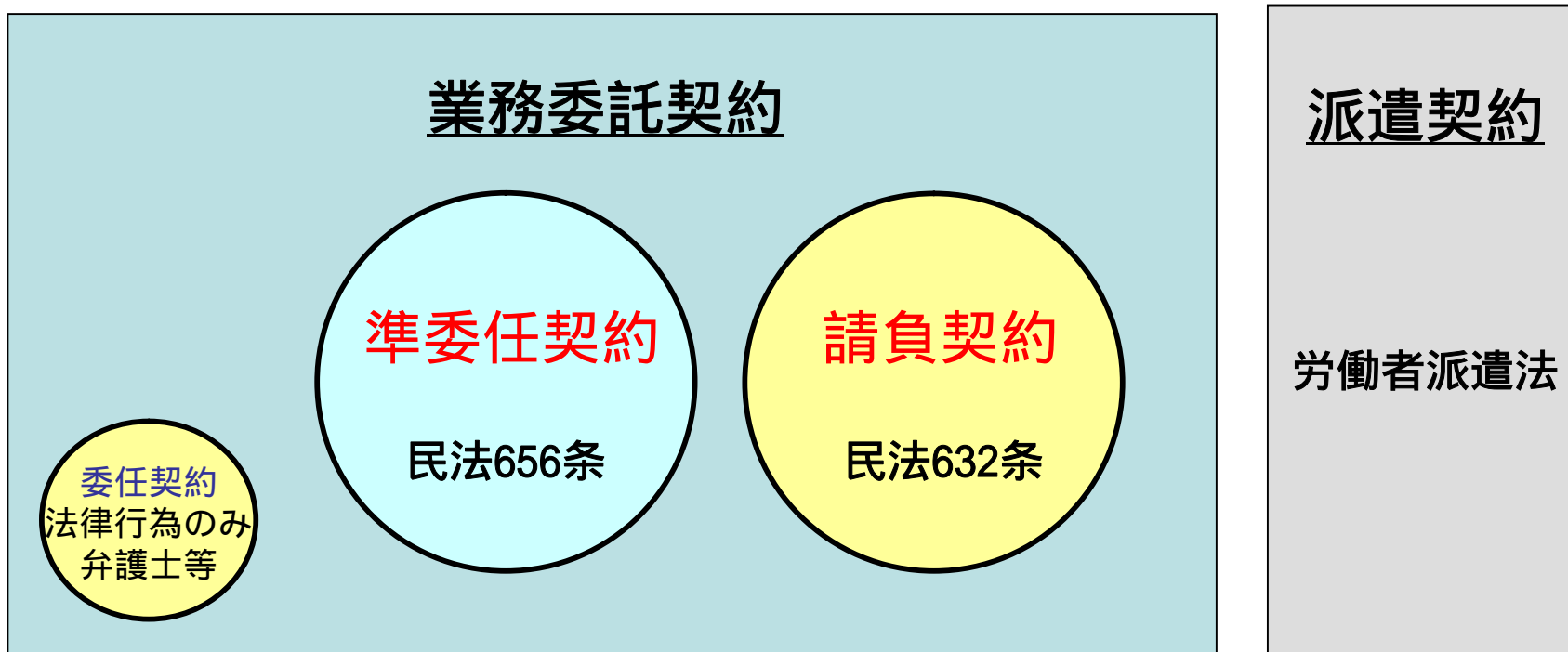
- ・派遣および請負業者、受け入れ企業の法令順守体制の未整備
- ・需要過多の状況下でのIT技術者確保の結果として、多重構造化している実態

## 偽装請負に対する処罰

偽装請負は、職業安定法第44条で禁止された労働者供給事業にあたり、違法である。第44条は、労働者供給事業者から供給される労働者を使うことも禁止している。つまり、ユーザー企業や元請け企業も処罰の対象になり、**最悪で1年以下の懲役または100万以下の罰金**となる。



業務委託契約とは、委任・準委任・請負の総称として使用されるケースが多いが法に特段の記載はない。



請負と準委任の違いは、完成責任・瑕疵担保の有無

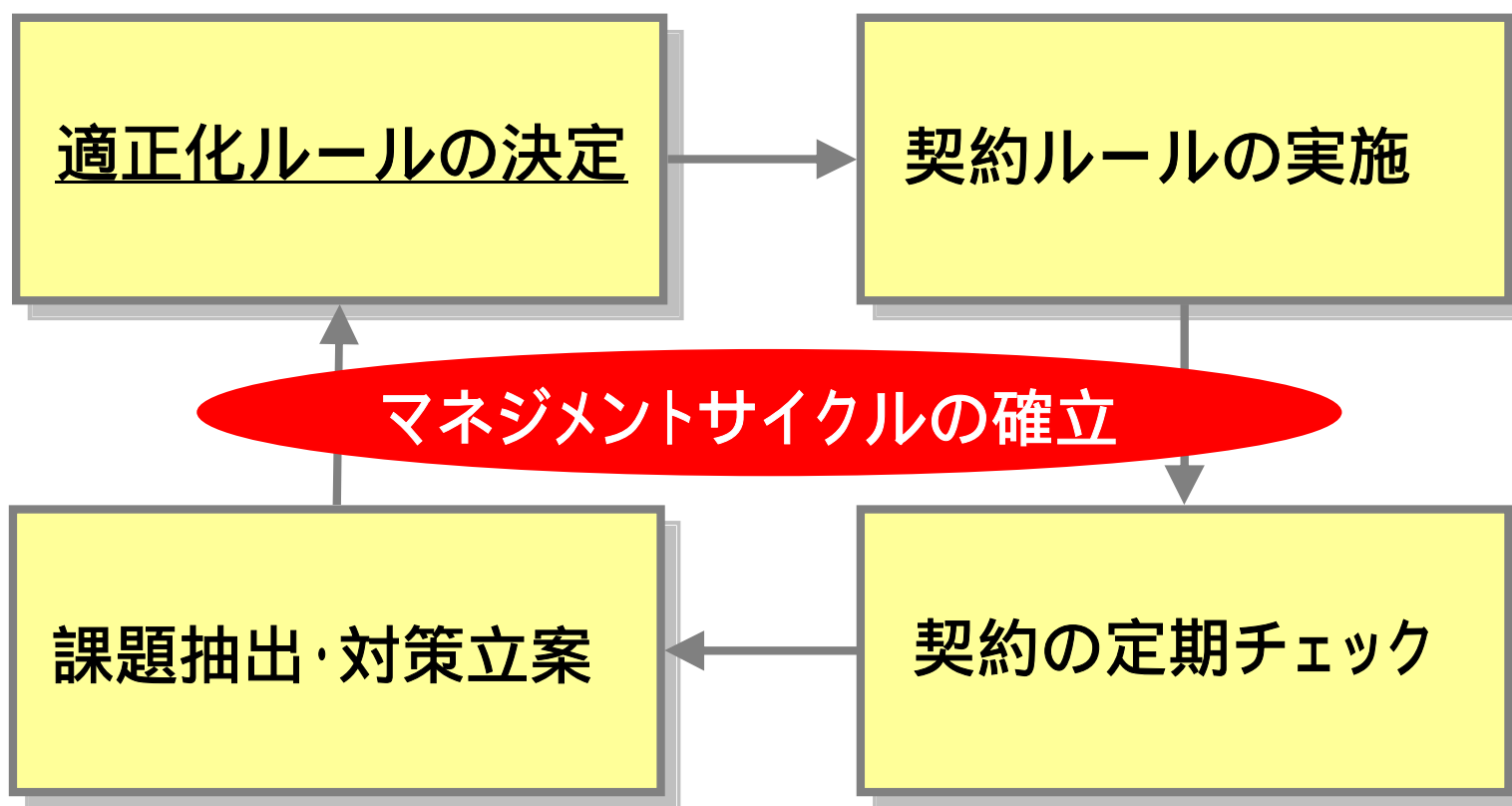
派遣と請負・準委任の違いは、指揮命令の有無

- 製造業に限らず、IT業界でも偽装請負適正化実施が不可欠である。
- 特に、エンジニアの外部調達を実施している会社では必須である。
- 偽装請負適正化に当たっては、各種法令法規を参照し、対応策をとることが必要である。

## 2. なぜ適正化にITSSを利用するのか

---

- 現在の契約および新規の契約に対し以下のPDCA体制を構築することが目的である



法令遵守

契約内容

運用・判断のしやすさ

業務内容

+

行政観点

(自主点検表)

ITSS観点

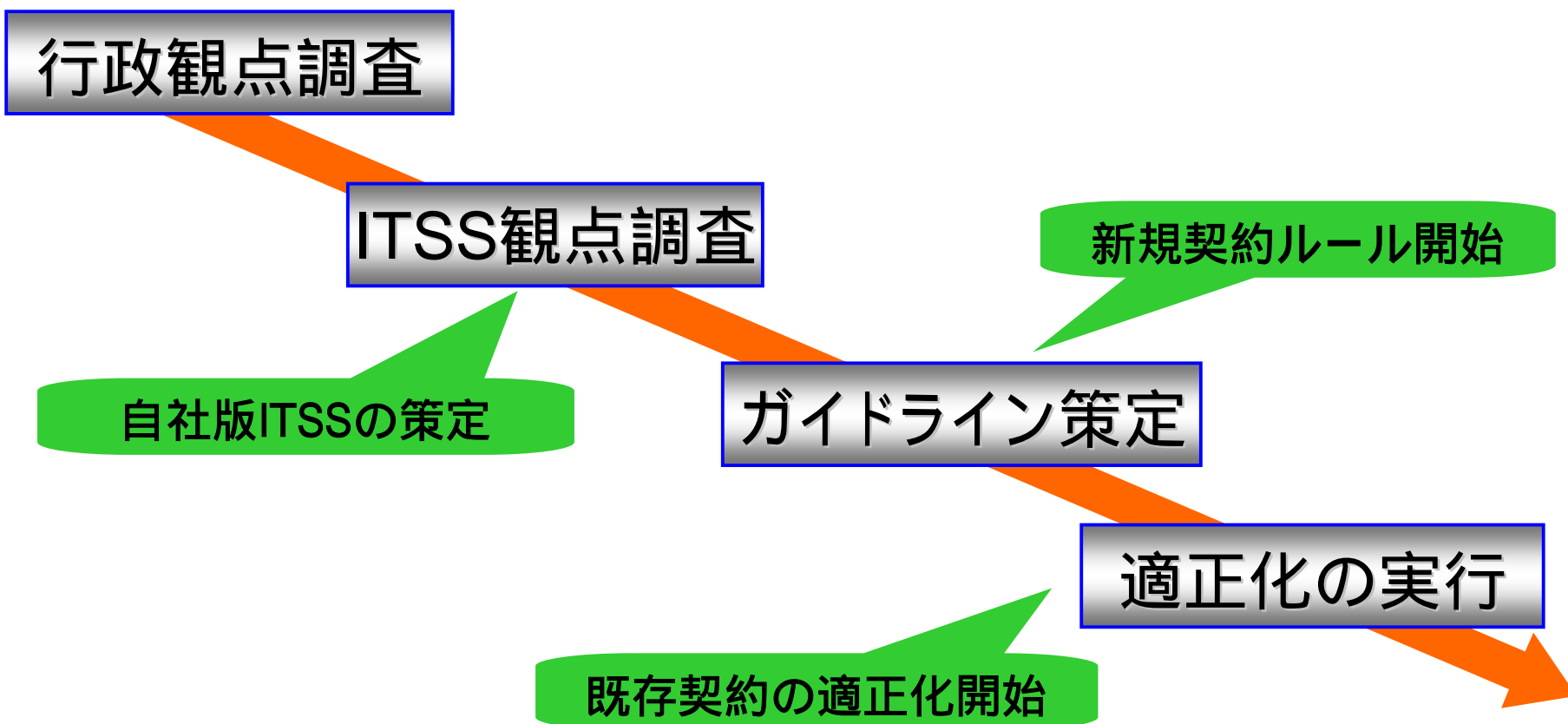
(ITSSの活用)

# 3. 適正化ルールの策定プロセス

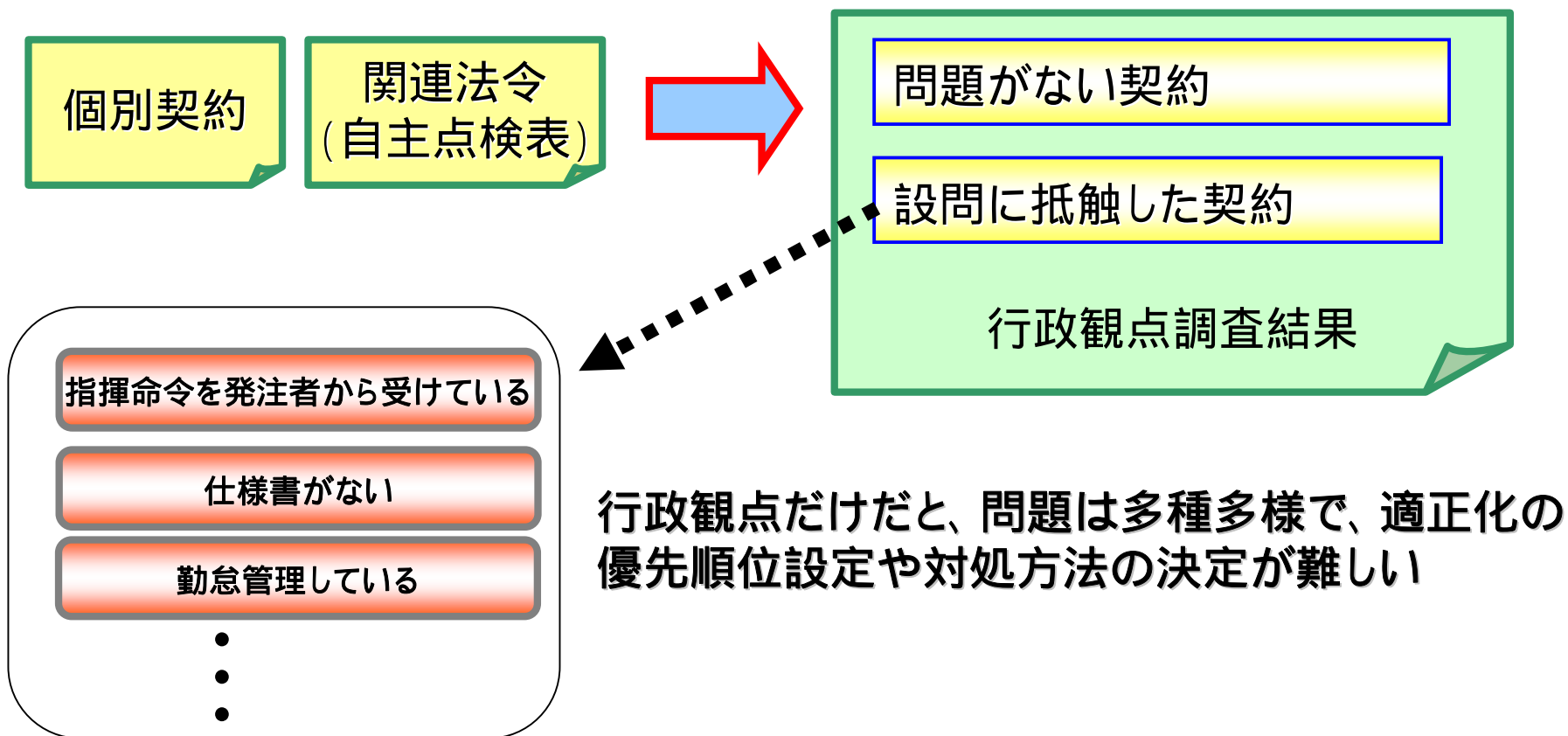
---

# 適正化ルール策定プロセス

二つの観点調査からガイドラインを策定し、適正化マネジメントサイクルをまわすための準備を行う

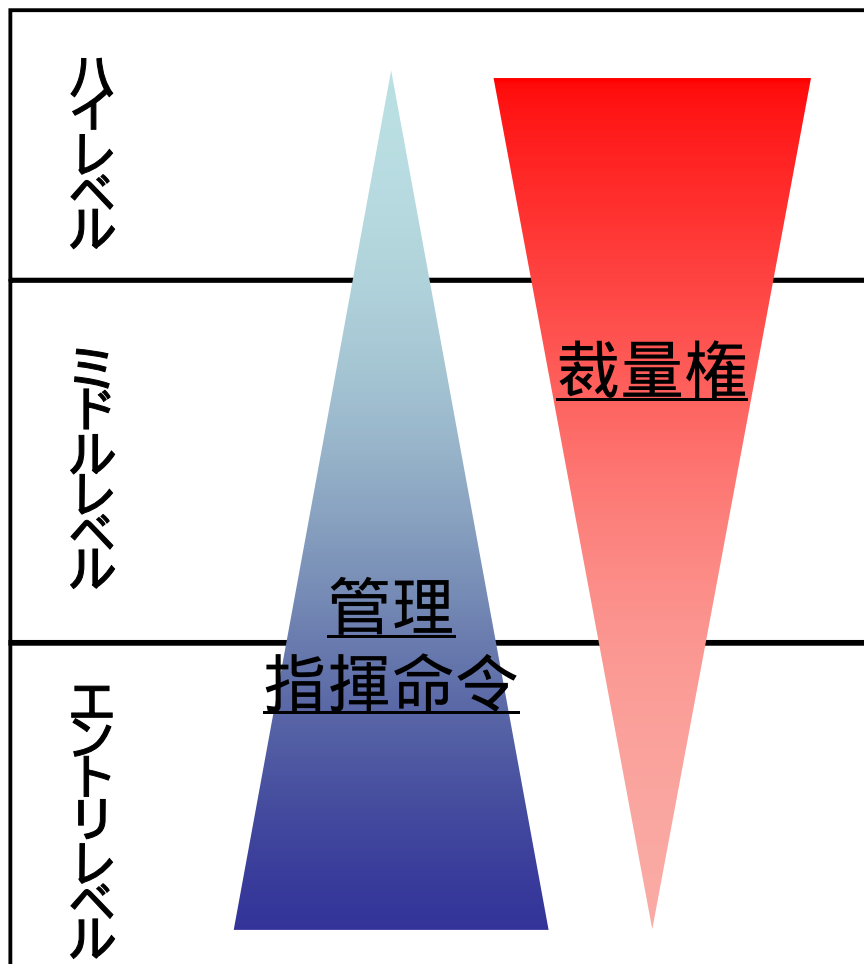


現状の契約の実態と問題のある契約の可視化を目的とする





## 職種とレベルの定義から、契約形態を可視化する



自らの裁量で行う作業が多い職種

マーケティング

コンサルタント

ITアーキテクト

プロジェクトマネージャ

指揮命令を受けて行う作業が多い職種

ソフトウェア開発

カスタマサービス

オペレーション

## 行政観点とITSS観点からガイドラインを策定する

### (例)ITSS観点の推奨契約形態一覧

適用例	請負	準委任	派遣
プロジェクト マネジメント	×		
ITアーキテクト			
ITスペシャリスト			
ソフトウェア 開発		×	
オペレーション		×	

## 実行例

- 多層請負構造の契約を解消
- 各個別契約ごとに一括業務委託形態移行
- 各個別契約ごとに派遣契約への切り替え
- 適正化ルール教育(社員・協力会社など)
- etc...

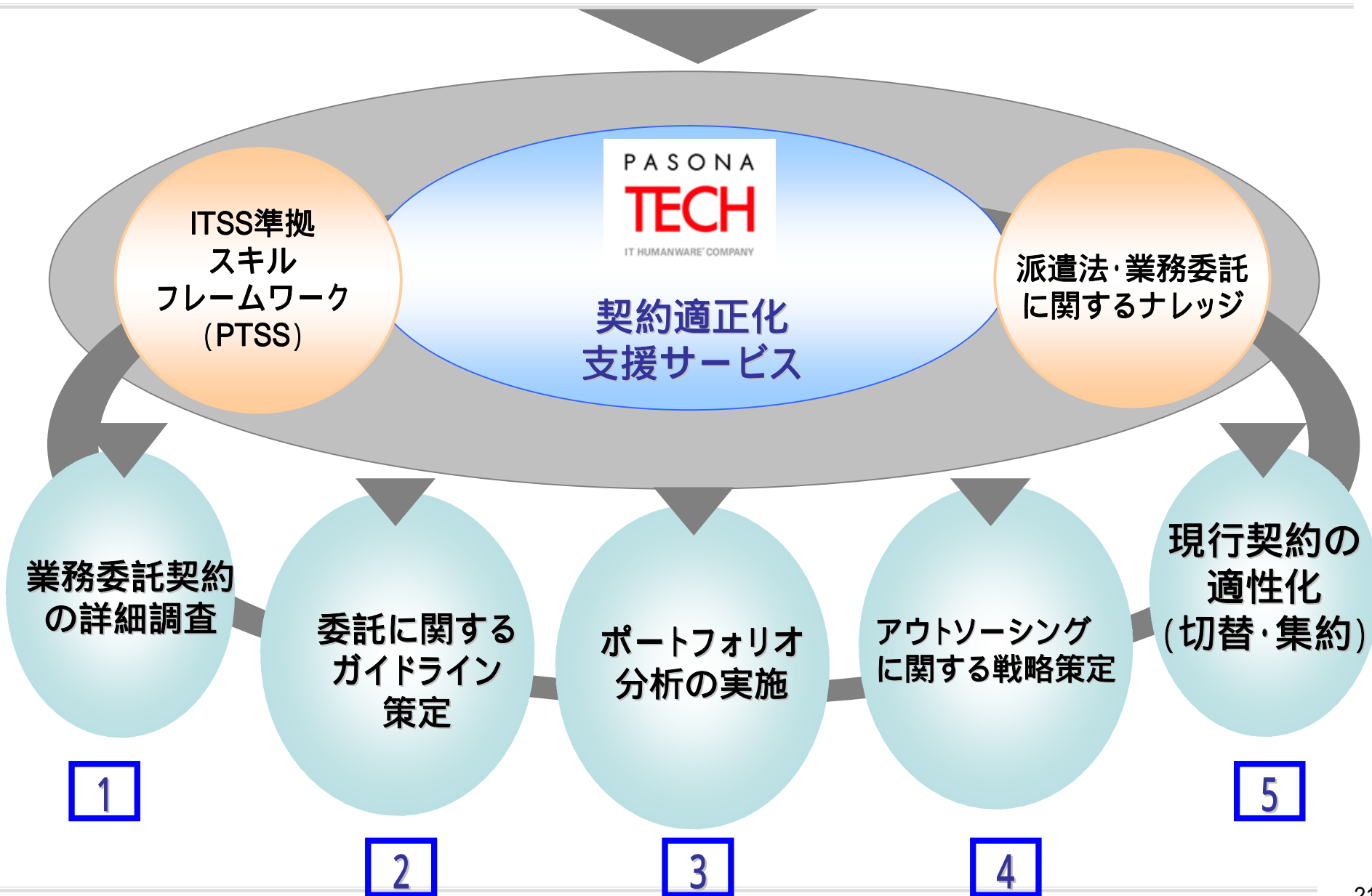
ITSSで優先順位をつけることによる適正化推進の効率化

- 適正化マネジメントサイクルを確立するには適正化ルールの策定が必要である
- 適正化ルール策定には二つの観点(行政・ITSS)が必要である
- ITSSは偽装請負適正化にも非常に有効なツールである

## 4. パソナテックの適正化支援事例

---

# 業務委託適性化サービスの実施項目



## 1. 大手ハードウェアベンダー (対象契約件数 約4000件)

概略: 外資系企業に特有のヘッドカウントの問題から、外部リソース活用における95%を業務委託契約で行っており、是正が課題となっていた

簡易調査～ポートフォリオ分析の実施

外部活用運用ガイドライン策定

業務委託契約を適正化の実施 (2006年秋実施)

## 2. 大手ネットワーク機器メーカー (対象契約件数 約600件)

概略: 業務委託契約の実態を調査し、適法化を実現したいが、調査手法、判断基準などを独力で構築するのが困難であった

外部活用運用ガイドライン策定

業務委託契約集約化 (2005年秋実施)

契約適正化を実施中

ご清聴ありがとうございました

P A S O N A  
TECH

お問合せ先:

株式会社パソナテック コンサルティンググループ

担当:小林

TEL:03-6415-3510

Mail:info@pasonatech.co.jp